

告 示

埼玉県告示第千三百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十年埼玉県告示第千六百五十一号で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

宮代町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業宮代公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十年十月二十九日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし